

津山市西エリア幼稚園・二宮公民館複合施設及び東エリア幼稚園新築設計業務委託  
に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 目的

本市では、津山市立教育・保育施設再構築計画に基づき、津山地区（旧津山市内）の市立幼稚園 12 園を廃止し、東西各エリアに 2 園の幼稚園を新設するに当たり、津山市の次代を担う子どもを育てるための幼児教育の拠点となる新しい幼稚園として、すべての子どもが必要とされる幼児教育を受け、発達に応じて生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を身に付けて成長できる場を確保するとともに、利用者や地域に愛される魅力ある施設とすることを目的としている。

また、西エリアの幼稚園については、社会情勢の変化や人口減少時代の到来に応じたファシリティマネジメント（以下、「FM」という。）の推進を図る観点から、同時期に建替えを予定している二宮公民館との複合化を図り、幼稚園と公民館の機能が相互に補完し合う効率的かつサステイナブルな施設として整備を行う。この取組により、新しい時代にふさわしい幼児教育の場、地域住民の憩いの場とするとともに、世代間交流を通して地域の歴史や伝統文化などを次世代に継承できるような複合施設を目指すものである。

本要領は、上記の施設整備の目的を踏まえて行う「津山市西エリア幼稚園・二宮公民館複合施設及び東エリア幼稚園新築設計業務」の委託契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名称

津山市西エリア幼稚園・二宮公民館複合施設及び東エリア幼稚園新築設計業務委託

### (2) 業務内容

以下の業務を行うものとする。

- ① 西エリア幼稚園・二宮公民館複合施設新築設計業務（基本設計・実施設計）
- ② 東エリア幼稚園新築設計業務（基本設計・実施設計）

※設計時の基本条件等については、津山市西エリア幼稚園・二宮公民館複合施設及び東エリア幼稚園新築設計業務委託特記仕様書（以下、「特記仕様書」という。）を参照のこと。

### (3) 業務期間

契約締結の日から平成 29 年 8 月 31 日まで

## 3. 見積上限額

¥ 70, 827, 480 円（消費税額及び地方消費税額含む）

## 4. 実施形式

公募型プロポーザル形式

## 5. スケジュール

平成28年7月15日(金)	: 公募開始(ホームページ及び公告板)
平成28年7月27日(水) 17時	: 質問提出〆切
平成28年7月29日(金)	: 質問回答予定(ホームページ)
平成28年8月4日(木) 17時	: 参加申込〆切
平成28年8月10日(水)	: 参加資格審査結果通知送付
平成28年9月2日(金) 17時	: 企画提案書等の提出締切
平成28年9月13日(火)	: 第1次審査(書類審査)実施
平成28年9月16日(金)	: 第1次審査(書類審査)結果通知送付
平成28年9月23日(金)	: 第2次審査(プレゼンテーション審査)実施
平成28年9月27日(火)	: 第2次審査(プレゼンテーション審査)結果通知送付

## 6. 応募の条件

### (1) 参加資格の要件

本プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる要件を満たすこと。津山市内の業者を含む設計共同体(以下、「設計JV」という。)での参加も可とする。また、協同組合が参加する場合、その構成員となっている設計事務所は、単体企業または設計JVに重複して参加することはできない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年施行令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

イ 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成25年津山市告示第85号)に基づく指名停止措置(指名保留を含む。)を受けていないこと。

ウ 建築士法(昭和25年法律第202号)第10条の規定に基づき、所属する建築士が業務の停止等の処分を受け、同法第26条の規定により、建築士事務所の閉鎖を命じられていないこと。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 津山市暴力団排除条例(平成23年津山市条例第21号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

カ 国税及び津山市税を滞納している者でないこと。

キ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受け、会社全体又は設計JVで4名以上の一級建築士が所属していること。

### (2) 業務実施上の要件

次に掲げるすべての要件を満たしていること。協同組合の場合は、構成員の設計事務所の実績も認める。

- ア 平成13年以降に、元請として延床面積400㎡以上の「幼稚園に関する同種・類似施設（※1）」の新築（増築・改築を含む）設計業務を受注した実績があること。契約書の写し等実績を証明する資料を添付すること。
- イ 平成13年以降に、元請として延床面積175㎡以上の「公民館に関する同種・類似施設（※1）」の新築（増築・改築を含む）設計業務を受注した実績があること。契約書の写し等実績を証明する資料を添付すること。
- ウ 主任技術者、意匠担当技術者及び照査技術者は、それぞれ一級建築士であること。
- エ 主任技術者及び意匠・構造・電気・機械・積算・照査の各担当技術者を配置できること。ただし、やむを得ない場合は、照査技術者を除いて1人が2種類までの兼務を認める。
- オ 主任技術者、意匠担当技術者及び照査技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- カ 実施にあたり、こども課、生涯学習課、及び建築住宅課等と設計方針や運営内容等について十分な協議ができること。
- キ 設計JVによる参加の場合の留意事項は、下記のとおりとする。
- ① 代表者を定めること。
  - ② 代表者の業務の分担割合は、50%を超えていること。
  - ③ 各構成員の業務の分担割合は、30%以上であること。
  - ④ 参加申込の提出書類に、設計共同体協定書を添付すること。
  - ⑤ 構成員は2社までとする。

※1 「同種・類似施設」については、平成21年1月7日国土交通省告示第十五号別添二において示される建築物の類型、建築物の用途等により、下表のとおりとする。

幼稚園に関する同種・類似施設	
同種	「七 教育施設」の第1類に含まれる施設
類似	「十一 福祉・厚生施設」の第1類の内、保育所
公民館に関する同種・類似施設	
同種	「十二 文化・交流・公益施設」の公民館
類似	「十二 文化・交流・公益施設」の内、公民館以外の第1類に含まれる施設

(3) 応募資格に対する制限

次の者は、プロポーザルに応募できないものとし、応募者は、次の者からプロポーザルに関し、直接または間接に支援を受けることができないものとする。

- ア 本市職員
- イ 本市職員の同居の家族及びこの者が自ら主宰し、または役員、顧問等として実質的に関係する組織または大学の研究室等に所属する者

## 7. 質問・回答

### (1) 提出方法

別添の質問書（様式第8号）により、FAXで提出すること。

FAX以外の方法による質問は受付しない。

(2) 提出期限 平成28年7月27日（水）17時まで（必着）

(3) 提出場所 こども保健部こども課のFAX

FAX番号 0868-32-2161

(4) 回答方法 津山市のホームページにて公表

津山市ホームページ <https://www.city.tsuyama.lg.jp/>

(5) 回答日時 平成28年7月29日（金）予定

## 8. 参加申込・参加承認

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、特記仕様書及び津山市契約規則、他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

提出書類（参加申込関連）	区分	部数
ア 企画提案参加表明書（様式第1号）	必須	1部
イ 業務実績等提出書（様式第2号）	必須	1部
ウ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）	必須	1部
エ 直近年度の国税の納税証明書の写し （滞納がないことが確認できること。）	必要に応じて （※1）	1部
オ 津山市発行の市税等納税証明書 （発行日が平成28年4月1日以降証明分。津山市に課税 がある場合のみ。滞納がないことが確認できること。）	必要に応じて （※1）	1部
カ 商業登記簿謄本又はその写し	必要に応じて （※1）	1部
キ 財務諸表の写し（直近決算のもの）	必要に応じて （※1）	1部
ク 設計共同体協定書	設計JVの場合	1部

※1 平成28年7月1日時点で、津山市指名業者（工事・コンサル・物品・役務）に登録されている場合は、エ、オ、カ、キの各書類については省略することができる。

### (2) 提出期限

平成28年8月4日（木）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所

こども保健部こども課

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL 0868-32-2179 FAX 0868-32-2161

(5) 参加承認

FAX及び郵送にて、平成28年8月10日（水）に参加の可否を送付する。

9. 企画提案書提出期日及び作成方法

(1) 提出書類

提出書類（企画提案関連）	区分	部数
ア 企画提案書（様式第4号）	必須	7部 （正1部，副6部）
イ 取組体制説明書（様式第5号）	必須	
ウ 業務報告書（様式第6号）	必須	
エ 見積書（様式第7号） 様式7号と併せて、見積内訳書も提出すること。見積内訳書の様式は任意とする。	必須	1部

(2) 作成方法

ア 提出部数は、7部（正1部，副6部）とし、A4判フラットファイルに綴じて提出すること。なお、副本には会社名等が特定できる表記はしてはならない。

イ 様式第4号，第5号，第6号には，会社名を記入しないこと。また，様式の範囲内においてグラフ，模式図等の貼り込みは可能とするが，様式外の扱いとなるため，模型や設計図等は用いないこと。

ウ 記載事項については，別紙「提出書類記載要領」を参照のこと。

(3) 提出期限

平成28年9月2日（金）17時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(5) 提出場所

こども保健部こども課

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL 0868-32-2179 FAX 0868-32-2161

## 10. 審査方法

本プロポーザルの審査は以下のとおり行う。

### (1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実績等提出書，企画提案書及び見積書を別紙「津山市西エリア幼稚園・二宮公民館複合施設及び東エリア幼稚園新築設計業務委託プロポーザル審査基準」（以下，「審査基準」という。）に基づき，審査を行う。審査の結果，上位5者を第2次審査の対象とする。対象者には，結果及びプレゼンテーション実施について書面で通知する。第2次審査の対象とならなかった者に対しては，結果を書面で通知する。

ただし，プロポーザルの提案者が5者に満たない場合は，第1次審査を省略し，第2次審査を提出書類の審査及びプレゼンテーション等による審査を実施する。

### (2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対して，企画提案についてプレゼンテーション等を以下のとおり実施し，審査基準に基づき審査し，最優秀提案者を特定する。

#### ① 実施日時及び会場

参加者に別途通知する。

#### ② 実施方法

企画提案について，提案者から説明を行う。説明の際は，プロジェクター，スクリーン，パソコンなどを使用することができる（任意）。プロジェクター，スクリーンは事務局で用意する。説明に必要なデータやパソコンは提案者が当日持参すること。また，映像資料等には会社名を記入しないこと。

#### ③ 所要時間

30分程度（プレゼンテーション20分，ヒアリング・質疑応答10分）を予定。

#### ④ 出席者は，主任技術者，各担当技術者から3名以内とする。

#### ⑤ 他の応募者の傍聴（会場への入室）は認めない。

#### ⑥ 非公開で行う。

## 11. 審査基準及び配点

本プロポーザルは別紙の審査基準に基づき審査する。

## 12. 審査結果

第2次審査の結果については，以下のとおり第2次審査を受けた者に対して通知する。

### (1) 通知方法

第2次審査の結果は書面により通知する。

### (2) 通知時期

平成28年9月27日（火）予定

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

### 13. 契約

最優秀提案者と、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。なお、随意契約に係る協議により、最優秀提案者と契約ができない場合は、次点者と随意契約について協議するものとする。

### 14. 情報公開

第2次審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

- (1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）
- (2) 評価順位及び点数
- (3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

### 15. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (4) 市が審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

### 16. その他

- (1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

- (2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。

- (3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

- オ プレゼンテーションを欠席した場合
- カ 見積上限額を超えた見積の場合
- キ 審査基準で設定する，最低基準点を下回った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は，当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし，受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については，市が必要とする場合は，あらかじめ受託先に通知することにより，その一部又は全部を無償で使用（複製，転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 第2次審査において最優秀者の評点が同点の場合においては再審査とする。

(6) 参加申込者は，本プロポーザルの実施後，不知又は内容の不明を理由として，異議を申し立てることはできない。

17. 問合せ先

津山市こども保健部こども課（担当：大谷）

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL 0868-32-2179 FAX 0868-32-2161

E-Mail : kodomo@city.tsuyama.okayama.jp